

## 第5章 計画の推進にむけて

### (1) 推進体制の確立

#### 1) 八尾市での推進体制の確立

「八尾市地球温暖化対策実行計画」を推進するためには、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて定められた関連分野の取り組みを効果的に行っていく必要があります。そのため、「八尾市環境施策推進会議」に作業部会を置き、庁内での調整を行いながら、中期ビジョンの実現に向けた市の施策としての取り組みを進めるため、具体的な行動計画を定め、進捗管理を行います。

また、中期ビジョンが着実に実施されているか、その進捗状況をまとめた年次報告書を作成し、公表します。

#### 2) 市民、事業者による推進組織の設置

「八尾市地球温暖化対策実行計画」は八尾市域全体での取り組みの方針であり、本計画の推進にあたっては、八尾市のみならず、すべての市民、事業者がともに取り組みを進めていく必要があります。そのため、八尾市地球温暖化対策実行計画策定市民会議を発展させ、幅広く推進できる組織体制を確立してまいります。

#### 3) 市民、事業者、関係行政機関との連携の強化

八尾市における地球温暖化対策を推進し、温室効果ガス排出削減目標を達成するためには、市民、事業者、また、国や大阪府等の関係行政機関と協力、連携して計画を推進することが必要です。

### (2) 計画の進行管理

中期ビジョンの推進にあたっては、事業を計画どおり円滑に進め実効性のあるものとするために、P（Plan：計画）、D（Do：実施）、C（Check：点検・是正）、A（Action：改善）サイクルによる進行管理体制を導入し、継続的な改善を図ります。

また、本計画は、中期目標期間を平成32年度（2020年度）、長期目標期間を平成62年度（2050年度）としていますが、今後の地球温暖化の動向や、社会、経済の動向、市民意識の変化等に適切に対応するため、必要に応じて中期ビジョンをはじめとした計画を見直します。

短期的には、リーディングプロジェクトの取り組みを振り返り、中期ビジョンの達成に向けた見直しを行います。

また、中期ビジョンの実効性を高め、着実に推進するために、市民、事業者、八尾市の三者が協働して実施する重点取り組みや、計画の進捗状況の評価に用いる指標や数値目標を設定した具体的な行動計画を策定し、計画進捗状況の点検・評価を行います。